

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
国交02	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交03	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
国交04	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
国交05	港湾の私有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
国交06	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（「平成 32 年度末までに CO2 排出量を平成 2 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減・期間中の各保管輸送連携業務施設における労働生産性を 10%上昇させる)から新たな達成目標（平成 32 年度における輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を、新設される営業倉庫の 2 割とする）へ変更する合理的な理由が明らかとされていない。</p> <p>② 達成目標（平成 32 年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて 2.0%向上させる）について、「1 年間に新設・増設した倉庫 100 棟のうち、輸送フローに係る労働生産性が 10%向上する倉庫（特定流通業務施設）を 20 棟（新設・増設棟数の 20%）整備することにより、全体で 2%（＝10%×20%）の労働生産性の向上が見込まれる」と説明されているが、既存の旧型倉庫が多いと、単純に全体で 2%向上とはならないと考えられる。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 近年の多頻度少量輸送等の物流の高度化に伴い、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足・長時間労働の是正への対応が急務となるなどの社会情勢の変化に対応するため、流通業務の総合化及び効率化を促進する法律（物流総合効率化法）が改正され、平成 28 年 10 月 1 日に施行されました。本改正により、輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫（特定流通業務施設）の整備を伴う総合効率化計画の認定要件として、「トラックの荷待ち時間の削減」を図ることとなったため、本措置の達成目標を「平成 32 年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて 2.0%向上させる」、測定指標を「上記の目的を達成するため、輸送と保管の連携により、平成 32 年度における輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を新設される倉庫の 2 割とする。」に改めています。なお、環境負荷低減の目標については、平成 27 年 8 月の評価時点で目標の変更を行っています。</p> <p>② 1 年間に新設・増設される倉庫の棟数は、過去 3 年間（平成 26 年度～28 年度）の実績を踏まえ、年間 100 棟と見込んでおります。この 100 棟のうち、本措置により、特定流通業務施設を 20 棟整備することにより、新設・増設倉庫全体で労働生産性を 2%向上させるとの達成目標としております。この旨について、評価書に加筆いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成 26 年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成 27 年度及び 28 年度の法人税）について、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されているが、説明に不足がある。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に平成 26 年度の適用数を加筆いたしました。</p> <p>② 評価書に平成 30 年度税制改正要望の適用期限（平成 30 年度・平成 31 年度）を含む 5 年間の適用数を加筆しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成 29 年度から 32 年度までの法人税）について、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されているが、説明に不足がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>評価書に平成 30 年度税制改正要望の適用期限（平成 30 年度・31 年度）を含む適用数を加筆いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成 26 年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成 27 年度の法人税）の算定基礎となる適用額について、「58 百万円」と算定されているが、算定に誤りがあり、正しくは「54 百万円」ではないか。それに伴い、平成 27 年の減収額にも誤りが生じ、正しくは「13 百万円」ではないか。</p> <p>④ 過去の減収額（平成 27 年度及び 28 年度の法人税）について、算定根拠となる適用法人数が、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されており、説明に不足がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に各年度の法人住民税・法人事業税・地方法人特別税を加筆しました。</p> <p>② 評価書に過去の減収額（平成 26 年度の法人税）を加筆しました。</p> <p>③ 過去の減収額（平成 27 年度の法人税）の算定基礎となる適用額を「54 百万円」として、評価書及び積算根拠を修正しました。</p> <p>④ 平成 30 年度税制改正要望の適用期間（平成 30 年度・31 年度）を含む減収額等の累計額の推計を評価書及び積算根拠に加筆いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 30 年度及び 31 年度の法人税）について、20 件と説明されているが、普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件の算定根拠（出典）が明らかとされていない。</p> <p>③ 「税収減を是認するような効果の有無」の後半部分に、「本措置の減収額は、平成 30 年度及び 31 年度ともに、各年度約 36 百万円を見込んでいる。また、各年度 20 件の適用を目標としており、1 件当たりの減収額は約 9 百万円となる」と説明されているが、説明に誤りがある。3,600 万円÷20 件＝180 万円ではないか。</p> <p>④ 別紙で記載の平成 30 年度年度及び 31 年度の単年度算定表の、普通倉庫の減収額に</p>

記載されている額について、22.9 百万円ではなく、22.8 百万円ではないか。

⑤ 将来の減収額（平成 29 年度から 32 年度までの法人税）について、算定根拠となる適用法人数が、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されており、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の減収額（法人住民税・法人事業税・地方法人特別税）を税目毎に推計し、評価書及び積算根拠を修正いたしました。

② 将来の減収額（平成 30 年度及び 31 年度の法人税）について、「普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件」の算定根拠（出典）を積算根拠に加筆しました。

③ 「税込減を是認するような効果の有無」の後半部分について、「1 件当たりの減収額は約 9 百万円」としているところ、評価書の説明では、計算過程（3,600 万円÷20 件×5 年間=9 百万円）が明示されていませんでしたので、評価書に加筆いたしました。

④ 平成 30 年度及び 31 年度の単年度算定表の普通倉庫の減収額を修正いたしました。

⑤ 平成 30 年度税制改正要望の適用期間（平成 30 年度・31 年度）を含む 5 年間の減収額等の累計額の推計を評価書及び積算根拠に加筆いたしました。

【点検結果】

①～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果（平成 26 年度）が把握されていない。

② 過去の効果（平成 27 年度）について、新設・増設倉庫 72 棟のうちの 10%である 7 棟が新型倉庫（特定流通業務施設）であるが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の効果の説明について、認定事業者に対してアンケート・ヒアリングを実施し、その結果について評価書に加筆いたしました。

② 過去の効果について、上記①を踏まえ、他の要因の影響を除く直接的な効果の説明を評価書に加筆いたしました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、新設・増設倉庫 100 棟のうちの 2 割である 20 棟が新型倉庫（特定流通業務施設）であると推計されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

将来の効果及び事後的に直接的な効果を検証する方法の説明について、評価書に加筆いたしました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 【制度の概要】 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)に係る特例措置を講ずる。 【要望の内容】 改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた事業者が、同計画に基づき取得した特定流通業務施設について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額との合計額とすることを認めている現行措置(10%の割増償却)について、適用期限を2年間(平成 32 年3月 31 日まで)延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 ・租税特別措置法施行令 第 8 条、第 29 条の 6、第 39 条の 65 ・租税特別措置法施行規則 第 6 条の 3、第 20 条の 22、第 22 条の 43 ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条
4	担当部局	国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 27 年度～平成 32 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 08 年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100) 平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し
7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年度及び平成 31 年度)
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的

	<p>かつ持続的な確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)</p> <p>第1条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ること的重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年6月9日閣議決定)</p> <p>4. インフラの生産性と都市の競争力の向上</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等</p> <p>以下の取組等を推進し、2020 年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。 <p>○ 総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成 29年7月28日閣議決定)</p> <p>2. 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(＝見える)</p> <p>(3)付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換</p> <p>① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上</p> <p>ドライバーを輸送業務に特化させるとともに、輸送の回転率を上昇させることにより、時間当たりの生産性や収益性を向上させる必要がある。このため、トラック予約受付システム(中略)の導入(中略)を通じた荷待ち時間・荷役時間の短縮を促進する。</p> <p>3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(＝支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～</p> <p>(3)物流施設の機能強化</p> <p>(前略)物流総合効率化法の枠組みも活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点としての効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、トラック予約受付システムの導入やトラック営業所の併設等の物流事業者間の連携を促進することにより、物流の円滑化を図る。併せて、老朽化した物流施設について、更新・高機能化を推進することによって、物流事業者の生産性向上に資するような物流施設の整備を促進する。</p> <p>○ 働き方改革実行計画(平成 29年3月28日 働き方改革実現会議決定)</p> <p>(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)</p> <p>(前略)特にトラック運送事業においては、(中略)荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。</p> <p>○ サービス産業チャレンジプログラム(平成 27年4月15日 日本経済再生本部決定)</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>2. サービス産業全体に係る目標</p> <p>サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%(2013 年: 0.8%)となることを目指す。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32 年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて 2.0%向上させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>上記の目標を達成するため、輸送と保管の連携により、平成 32 年度における輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を、新設・増設される営業倉庫の2割とする。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標及び測定指標を変更する理由》</p> <p>近年の急速な通販物流の進展や、企業によるジャストインタイムの物流管理等を背景とした多頻度少量輸送や時間指定等、物流に対する要求水準が高まる一方で、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足が顕在化している。最近では、物流事業者単体では高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態も生じ始めている。</p> <p>我が国の産業競争力や豊かな国民生活の実現のためには、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足・長時間労働の是正への対応が急務であり、その対応に当たっては、労働人口が減少していく中、労働条件等の改善にとどまらず、物流関係者の連携による省労働力型の物流体系を構築することが不可欠である。</p> <p>このような社会情勢の変化に対応するため、物流総合効率化法の改正(平成 28 年 10 月 1 日施行)により、輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備を伴う総合効率化計画の認定要件として、従来の「輸送フローの改善による環境負荷の低減」のほか、「トラックの荷待ち時間の削減」を図ることとなった。これに伴い、本措置の達成目標及び測定指標を上記のとおり改めることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>改正物流総合効率化法の認定制度と税制特例措置によるインセンティブにより、一般的な営業倉庫から、輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫(特定流通業務施設)への転換を促進することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の要因である荷待ち時間の削減を図ることができ、省力型の物流体系の構築に寄与することができる。</p> <p>物流業の中でも倉庫業については、既設の営業倉庫が約 26 千棟(平成 28 年度)あるところ、本特例措置により、新設・増設される営業倉庫の2割が特定流通業務施設として整備され、倉庫業の労働生産性の向上が図られることで、政策目的で掲げたサービス産業の労働生産性の伸び率(2020 年までに 2.0%)にも寄与するものである。</p>

有効性等	① 適用数等	○ 適用対象件数及び適用額 《適用額の推移(総適用額)》 (単位:百万円)																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>平成</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用対象件数</td> <td></td> <td>20</td> <td>20</td> <td>57</td> <td>66</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td>108</td> <td>131</td> <td>415</td> <td>500</td> <td>538</td> <td>619</td> <td>719</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての適用対象件数及び適用額を示したもの。(本制度の適用期間は5年間であり、適用を受ける過去5年分全ての適用対象を集計。)</p> <p>2 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」による。</p> <p>3 平成28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用対象件数及び適用額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用額と同額を計上。)</p> <p>4 算定根拠については、別紙参照。</p>	年度	平成	26	27	28	29	30	31	32	区分	平成	26	27	28	29	30	31	32	適用対象件数		20	20	57	66	71	77	87	適用額		108	131	415	500	538	619	719
年度	平成	26	27	28	29	30	31	32																														
区分	平成	26	27	28	29	30	31	32																														
適用対象件数		20	20	57	66	71	77	87																														
適用額		108	131	415	500	538	619	719																														
		《適用額の推移(単年度)》 (単位:件、百万円)																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>平成</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用対象件数</td> <td></td> <td>14</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td>73</td> <td>54</td> <td>103</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる適用対象件数・適用額を示したもの。</p> <p>2 平成26～28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用対象件数及び適用額を推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用対象件数・適用額と同数・同額を計上。)</p> <p>3 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」によると、前者が適用対象件数20件・適用額108百万円、後者が適用対象件数20件・適用額131百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用対象件数及び適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用対象件数及び適用額を推計することができない。)</p>	年度	平成	26	27	28	29	30	31	32	区分	平成	26	27	28	29	30	31	32	適用対象件数		14	10	7	20	20	20	20	適用額		73	54	103	154	154	154	154
年度	平成	26	27	28	29	30	31	32																														
区分	平成	26	27	28	29	30	31	32																														
適用対象件数		14	10	7	20	20	20	20																														
適用額		73	54	103	154	154	154	154																														

		4 算定根拠については、別紙参照。																																																															
		<p>《僅少、偏りがないか》</p> <p>平成17年度から平成28年度までの物流総合効率化法による認定件数は308件(旧法301件、新法7件)、そのうち、税制特別措置を利用した事業者は86者(新設・増設倉庫証明書発行ベース)であり、約28%が本措置を利用していることから、僅少、偏っているとは言えない。</p>																																																															
	② 減収額	○ 減収額 《減収額の推移(総減収額)》 (単位:百万円)																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>平成</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td></td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>28</td> <td>31</td> <td>97</td> <td>117</td> <td>125</td> <td>144</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>7</td> <td>9</td> <td>28</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての減収額を示したもの。(本制度の適用期間は5年間であり、適用を受ける過去5年分全ての減収額を集計。)</p> <p>2 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」に基づき推計。</p> <p>3 平成28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて計上。)</p> <p>4 算出根拠については、別紙参照。</p>	年度	平成	26	27	28	29	30	31	32	区分	平成	26	27	28	29	30	31	32	減収額		26	27	28	29	30	31	32	法人税		28	31	97	117	125	144	167	法人住民税		4	4	13	15	16	10	12	法人事業税		7	9	28	34	36	59	69	地方法人特別税		3	4	12	15	16	0	0
年度	平成	26	27	28	29	30	31	32																																																									
区分	平成	26	27	28	29	30	31	32																																																									
減収額		26	27	28	29	30	31	32																																																									
法人税		28	31	97	117	125	144	167																																																									
法人住民税		4	4	13	15	16	10	12																																																									
法人事業税		7	9	28	34	36	59	69																																																									
地方法人特別税		3	4	12	15	16	0	0																																																									
		《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>平成</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>19</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したもの。</p> <p>2 平成26～28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額を推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて算出。)</p> <p>3 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」によると、前者が適用額108百万円、後者が適用額131百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳</p>	年度	平成	26	27	28	29	30	31	32	区分	平成	26	27	28	29	30	31	32	法人税		19	13	24	36	36	36	36	法人住民税		2	2	3	5	5	3	3	法人事業税		5	4	7	10	10	15	15	地方法人特別税		2	2	3	5	5	0	0									
年度	平成	26	27	28	29	30	31	32																																																									
区分	平成	26	27	28	29	30	31	32																																																									
法人税		19	13	24	36	36	36	36																																																									
法人住民税		2	2	3	5	5	3	3																																																									
法人事業税		5	4	7	10	10	15	15																																																									
地方法人特別税		2	2	3	5	5	0	0																																																									

が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。)
4 算出根拠については、別紙参照。

③: 効果・税収減是認効果

《効果》
○ 達成目標の実現状況 (単位:棟、件、%)

区分	年度	平成26	27	28	29	30	31	32
新設・増設倉庫棟数		80	65	72	100	100	100	100
認定件数(旧法)		36	32	12	-	-	-	-
認定件数(新法)		-	-	7	20	20	20	20
認定件数(合計)		36	32	19	20	20	20	20
税制特別措置の適用対象件数(旧法)		14	10	4	-	-	-	-
税制特別措置の適用対象件数(新法)		-	-	3	20	20	20	20
税制特別措置の適用対象件数(合計)		14	10	7	20	20	20	20
新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合		45%	49%	26%	20%	20%	20%	20%
新設・増設倉庫棟数に対する税制特別措置の適用対象件数の割合		18%	15%	10%	20%	20%	20%	20%

(注)1 平成26～28年度は、実績値(国土交通省調べ)。平成30年度以降は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度と同数を計上。)
2 算出根拠については、別紙参照。

《適用実績に関する情報を用いない理由》
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における割増償却制度の適用件数等は、同制度の5年間の適用期間のうち、当該年度に適用される延べ件数等を集計したものである。一方で、達成目標の実現状況を検証するためには、当該年度の新設・増設倉庫棟数と本措置の単年度の適用対象件数を比較する必要があるため、本表での記載は当該年度が適用初年度となる適用対象件数とした。

(1)達成目標の実現状況
平成28年度に新設・増設された倉庫数のうち、同法の規模要件を満たした営業倉庫の棟数は72棟である。また、同法の認定を受けたものは19件であり、このうち、本措置の対象件数は7件である(認定件数19件のうち12件は、本措置の要件を満たさない。)
一方で、平成28年度における本措置の対象件数が7件にとどまった理由

は、

- 平成28年10月1日に改正物流総合効率化法及び本措置(新制度)が施行され、この要件として、「トラック予約受付システム」が追加されたところ、同システムは、導入初期の段階であり、新しい取組として、物流業界への周知を進める途上にあること
- 物流施設におけるトラックの荷待ち時間は、物流施設側の責任ではなく、あくまでもトラック側・荷主側の問題として捉える傾向が強く、施設側の費用負担により、荷待ち時間を削減しようとする考えが乏しかったこと
- 改正物流総合効率化法の認定要件として、「2以上の者の連携」を追加したが、元来、物流業界では、同業他社は競争相手であるとの考えが強く、連携することに対する理解が進まなかったこと等

が考えられる。
改正物流総合効率化法の施行から半年以上が経過し、本措置による支援も含め、新制度が物流業界に浸透してきており、平成29年度は、平成29年8月15日時点で、10件以上の認定が見込まれている。

(2)租税特別措置の延長による達成目標の実現の見込み
1年間に新設・増設した倉庫100棟のうち、輸送フローに係る労働生産性が10%向上する倉庫(特定流通業務施設)を20棟(新設・増設棟数の20%)整備することにより、当該年度に新設・増設した倉庫全体で2%(=10%×20%)の労働生産性の向上が見込まれるため、「租税特別措置等により達成しようとする目標」を達成することができる。

【算出根拠】

- 物流総合効率化法の認定制度について
物流総合効率化法では、「物資の流通に伴う労働投入量の削減」を図り、物流分野における労働生産性の向上を図ることとしている(流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針(基本方針)第2・1・(4))。
具体的には、特定流通業務施設におけるトラックバース・荷さばきスペース不足の解消及び事業者間コミュニケーションの円滑化を図るため、
・ 2以上の者の連携
・ 「大型車対応荷さばき・転回場」の設置
・ 「高規格バース」の設置
・ 「トラック予約受付システム」の導入(到着時刻表示装置の設置)等を認定要件とした。また、特定流通業務施設における「荷待ち時間の削減目標」を掲げることとし、「概ね無駄な待機がない状態となること」が見込まれること(基本方針第2・1・(4))を認定要件とした。
物流総合効率化法では、これらの認定要件を通じて、荷待ち時間が発生しない特定流通業務施設の整備を図ることとしている。
- 特定流通業務施設における労働生産性向上の考え方について
(ア)物流分野における労働生産性については、平成28年5月18日に開催された「第7回物流問題調査検討会」において、「就業者1人・1時間当たりの付加価値額」を主要指標として設定したところ。

(物流分野における労働生産性の算出方法)
労働生産性＝付加価値額÷(就業者数×1人当たり平均労働時間)

(イ)「トラック輸送状況の実態調査(平成28年国土交通省・全日本トラッ

		<p>ク協会)」によると、トラックの荷待ち時間は、1運行当たり平均1時間45分であり、全体の約60%で1時間以上の荷待ちが発生している。一方で、物流総合効率化法の認定を受けた倉庫(特定流通業務施設)は、「省力化設備を備えていること」、当該施設におけるトラックの荷待ち時間として「概ね無駄な待機がない状態となることが見込まれること」等を認定要件としており、1時間程度の荷待ち時間の削減が見込まれる。</p> <p>(ウ)「平成28年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」によると、トラックドライバーの月当たりの労働時間は208時間であり、労働日を22日(月当たりの拘束時間上限293時間/1日当たりの基本的拘束時間13時間)とすると、トラックドライバーの1日当たり平均労働時間は約10時間となる。</p> <p>(エ)上記(ア)～(ウ)より、1時間程度の荷待ち時間が削減される倉庫である特定流通業務施設を整備することにより、同施設に入庫するトラックドライバーの労働時間が10時間から9時間に1時間削減されれば、付加価値額と就業者数が不変とした場合、労働生産性は$1/10 \Rightarrow 1/9$となり、約10%向上する。</p> <p>(オ)以上により、特定流通業務施設は、「労働生産性が10%向上する倉庫」として位置付けることができる。</p> <p>③ 「1年間に新設・増設した倉庫100棟」の考え方について 直近の過去3年間(平成26年度～平成28年度)に新設・増設された倉庫数のうち、物流総合効率化法の規模要件を満たした営業倉庫の棟数は、平均72棟である。これに基づき、1年間に新設・増設する倉庫を100棟として、労働生産性に係る試算を行うこととする。</p> <p>(新設・増設倉庫棟数の推移)</p> <table border="1" data-bbox="459 821 990 901"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>平均</td> </tr> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数</td> <td>80</td> <td>65</td> <td>72</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 特定流通業務施設の整備件数の目標について 平成29年度における税制特例措置の適用件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。</p> <p>(3)本措置の効果 本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成28年度に7棟整備することができた。 また、本措置の効果について、平成28年度に改正物流総合効率化法の認定を受けた事業者(3者)に対してアンケート・ヒアリングを行ったところ、そのうちトラック予約受付システムを導入することとした2者から、本措置がなかった場合、「「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は7棟×2/3=5棟と推測される。 特に、トラック予約受付システム等の省力化設備を備えた倉庫(特定流通業務施設)は、改正物流総合効率化法(平成28年10月1日施行)により、初</p>	年度	平成26	27	28	平均	区分	26	27	28	平均	新設・増設倉庫棟数	80	65	72	72
年度	平成26	27	28	平均													
区分	26	27	28	平均													
新設・増設倉庫棟数	80	65	72	72													

		<p>めて要件化され、併せて本措置の対象となつたところである。</p> <p>業界団体によると、本措置の対象となる営業倉庫におけるトラック予約受付システムの導入については、改正物流総合効率化法の施行時では一般的ではなく、現在でも導入初期の段階であるとのことである。今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設の整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、平成29年度から平成32年度までの本措置の直接的効果は、毎年20棟×2/3=13棟と推測される。今後、予測される直接的効果が発現するかを検証するため、対象事業者や業界団体へのアンケート・ヒアリング等を実施する。</p> <p>《本措置の効果の検証方法》 本措置の効果については、以下により検証を行った。 ① 本措置対象事業者に対するアンケート・ヒアリング調査 ② 業界団体に対する倉庫業界の状況(トラック予約受付システム等省力化設備の普及状況)に係るヒアリング等</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、 ① 輸送フローに係る労働生産性の改善が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進 ② 導入初期段階にある「トラック予約受付システム」の導入の促進が図られている。</p> <p>特に、「トラック予約受付システム」については、改正物流総合効率化法において初めて要件化され、本措置による支援により、物流業界に本格的な導入が進んだ新しい仕組みである。</p> <p>従来から、営業倉庫におけるトラックの入出庫では、到着順で貨物の積卸しを行うことが一般的な慣行となっている。多くの営業倉庫では、早朝などの一定の時間帯にトラックの到着が集中し、長時間の「荷待ち時間」が発生しており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。</p> <p>「トラック予約受付システム」には、トラックの倉庫への到着予定時刻を事前予約することにより、倉庫に到着する時間を分散化・平準化する効果があるが、これに加えて、「2以上の者の連携」、「特定流通業務施設におけるトラックパース等の不足を解消するための設備」や「荷待ち時間削減目標の設定」等の改正物流総合効率化法の認定要件と一体的に取り組むことにより、特定流通業務施設におけるトラックドライバーの荷待ち時間の削減を図ることができる。</p> <p>本措置を要望した平成28年度税制改正要望(平成27年度)時点では、「トラック予約受付システム」と類似のシステムを実験的に導入している倉庫業者が3者存在しているのみであった(業界団体調べ)。平成28年10月に改正物流総合効率化法及び本措置が施行されてから平成29年8月15日までの間に、本措置を利用して、新たに5者が「トラック予約受付システム」を含む省力化設備を導入した特定流通業務施設の整備を行うとして、認定を受けたところであり、毎年度20件以上の整備を目標としている。</p> <p>本措置の減収額は、平成30年度・31年度ともに、各年度約36百万円を見込んでいる。また、各年度20件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は、年間約1.8百万円、5年間合計で約9百万円となる。</p> <p>一方で、一般的な営業倉庫から「トラック予約受付システム」等の省力化設</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

1. 平成26年度

(1) 件数

平成26年度における税制特例措置の適用対象件数は、14件(普通倉庫11件、冷蔵倉庫3件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (25.5%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法 (B)						
営業倉庫							25.50%	12.90%	6.70%	43.20%
普通倉庫	11	19,775.1	31	0.033	10%	65.3	16.6	2.1	4.4	1.9
冷蔵倉庫	3	1,603.8	21	0.048	10%	7.7	2.0	0.3	0.5	0.2
合計	14	21,378.9				73.0	18.6	2.4	4.9	2.1

2. 平成27年度

(1) 件数

平成27年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件(普通倉庫8件、冷蔵倉庫2件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.9%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

			備を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり13百万円～40百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進されているところである。これにより、同施設におけるトラックの荷待ち時間の削減等を図ることにより、トラックドライバーの長時間労働の改善による労働生産性の向上に寄与するとともに、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流の安定的かつ持続的な確保を図ることができる。 以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、物流総合効率化法の認定事業者が、同法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した場合に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、 ① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと ② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画策定経費に係る補助金を予算要求中(モーダルシフト等推進事業)(85百万円の内数)。 本措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定経費に係る補助金を活用することにより、事業への参入機会の動機付けを行う。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。 トラックドライバー不足・長時間労働の是正への対応や省労働力型の物流体系の構築は、地方公共団体においても重要な課題であり、対応が必要不可欠である。また、特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工を一体的に行うものであり、多くの地域雇用を創出するため、地域活性化の観点から、整備が必要である。 以上により、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 国交01)

別紙

別紙

- ⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)		(百万円)									
	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用年数	定額法							
営業倉庫											
普通倉庫	8	15,137.0	31	0.033	10%	50.0	11.9	1.5	3.3	1.4	
冷蔵倉庫	2	827.0	21	0.048	10%	4.0	0.9	0.1	0.3	0.1	
合計	10	15,964.0				53.9	12.9	1.7	3.6	1.6	

3. 平成 28 年度

(1) 件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7 件（普通倉庫 5 件、冷蔵倉庫 2 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 ＝ 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 ＝ 割増償却額 × 税率（23.4%）
- ④ 法人住民税 ＝ 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)		(百万円)									
	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用年数	定額法							
営業倉庫											
普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3	
冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7	
合計	7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0	

4. 平成 29 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、10 件以上を見込んでいる（平成 29 年 8 月 15 日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による）。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成 30 年度以降は、その 2 倍の毎年度 20 件（普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格 ＝ 平均取得価格※ × 件数（見込み）
- ※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,984 \text{ 百万円} \times 15 \text{ 件} = 29,760 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,324 \text{ 百万円} \times 5 \text{ 件} = 11,620 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 3 年間（平成 26 年度～28 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：77.4%、冷蔵倉庫：22.6%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：20 件 × 77.4% = 15 件

冷蔵倉庫：20 件 × 22.6% = 5 件

- ② 割増償却額 ＝ 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 ＝ 割増償却額 × 税率（23.4%）
- ④ 法人住民税 ＝ 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)		(百万円)									
	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用年数	定額法							
営業倉庫											
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	10%	98.2	23.0	3.0	6.6	2.8	
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	10%	55.8	13.1	1.7	3.7	1.6	
合計	20	41,380.0				154.0	36.0	4.6	10.3	4.5	

5. 平成 30 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、10 件以上を見込んでいる（平成 29 年 8 月 15 日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。）。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成 30 年度以降は、その 2 倍の毎年度 20 件（普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

〔 ・ 普通倉庫：1,984 百万円 × 15 件 = 29,760 百万円
 ・ 冷蔵倉庫：2,324 百万円 × 5 件 = 11,620 百万円 〕

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 3 年間（平成 26 年度～28 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：77.4%、冷蔵倉庫：22.6%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：20 件 × 77.4% = 15 件

冷蔵倉庫：20 件 × 22.6% = 5 件

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（12.9%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（6.7%）

⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税減収額 (G) × 税率 (H)		
			耐用年数	定額法						割増償却率	割増償却率 (A) × (B) × (C) (D)
営業倉庫											
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	98.2	22.8	2.9	6.6	2.8		
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	55.8	12.9	1.7	3.7	1.6		
合計	20	41,380.0			154.0	35.7	4.6	10.3	4.5		

6. 平成 31 年度以降

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、10 件以上を見込んでいる（平成 29 年 8 月 15 日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。）。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成 30 年度以降は、その 2 倍の毎年度 20 件（普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

〔 ・ 普通倉庫：1,984 百万円 × 15 件 = 29,760 百万円
 ・ 冷蔵倉庫：2,324 百万円 × 5 件 = 11,620 百万円 〕

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：77.4%、冷蔵倉庫：22.6%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：20 件 × 77.4% = 15 件

冷蔵倉庫：20 件 × 22.6% = 5 件

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（9.6%）

⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（0.0%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税減収額 (G) × 税率 (H)		
			耐用年数	定額法						割増償却率	割増償却率 (A) × (B) × (C) (D)
営業倉庫											
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	98.2	22.8	1.6	9.4	0.0		
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	55.8	12.9	0.9	5.4	0.0		
合計	20	41,380.0			154.0	35.7	2.5	14.8	0.0		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】達成目標（最低居住面積水準未達率4.2%（平成25年）を早期に解消する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 【3号イ関係】所期の目標（子育て世帯誘導居住面積水準達成率（大都市圏）の平成26年度評価時における平成32年度目標が50%）から新たな達成目標（同達成率の今回評価時における平成32年度目標が45%）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例の達成目標は「住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）」に掲げられている成果指標を用いている。当該目標は住生活基本計画の成果指標としても、「早期に解消する」と掲げられているものであり、達成期限は設けられていない。そのため、本特例の達成目標に限り達成時期を明確に示すことは困難である。</p> <p>② 前回評価時は、「住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）」に掲げられている成果指標を達成目標としていた。平成28年3月の住生活基本計画の改正に際し、達成目標の進捗状況を踏まえ、当該成果指標の水準や達成時期が改正されたため、本特例の目標も変更したものの。なお、本特例の達成目標には、住生活基本計画の成果指標の中間的目標として、国土交通省の政策評価体系に掲げられているものを使用している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】過去の対象地区数（事業件数）（法人税、法人住民税及び法人事業税）0件（平成26年度から28年度までの計）が前回評価時の将来予測（各年度1件）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>【3号ロ関係】過去の対象地区数（事業件数）（法人税、法人住民税及び法人事業税）1件（平成26年度から28年度までの計）が前回評価時の将来予測（平成26年度1件、27年度4件、28年度1件）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>【3号イ関係】前回評価時の適用見込み事例のうち、1件は用地の一部が公有地であり、公有地の面積を除くと「一団の土地の面積が5ヘクタール以上」という要件がわずかに満たされることが審査中に発覚した。その他の適用見込みは、東日本大震災の被災地の一部地域において宅地需要が逼迫し、福島県いわき市他双葉郡8市町の首長から、民間事業者による住宅地供給促進に向けた税制要望がなされていたことを受けて適用を見込んでいたもの。しかしながら、その後、被災地の宅地需要や地価上昇の沈静化や、土地区画整理事業による宅地供給の進展などにより、適用に至ることはなかった。</p> <p>【3号ロ関係】前回評価時の適用見込みのうち、1地区は地権者交渉の遅れ等により、今回要望期間において適用が見込まれるところ。残り4地区については、地権者の意向の変化等により、適用に至ることはなかった。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】将来の適用数（法人地権者数）（平成29年度から32年度までの法人税）について、別紙の減収見込額推計によると、平成29年度以降、毎年1法人と説明されているが、算定根拠（「自治体へのヒアリング等」の詳細）が明らかにされていない。</p> <p>【3号ロ関係】将来の適用数（法人地権者数）（平成29年度から32年度までの法人税）について、別紙の減収見込額推計によると、平成29年度以降、毎年0法人と説明されているが、算定根拠（「自治体へのヒアリング等」の詳細）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>【3号イ関係】別紙の減収見込額推計に記載のとおり、平成30年度以降も平成24～29年度と同程度の事業が行われると仮定して、将来の減収見込額及び適用数を推計している。</p> <p>【3号ロ関係】将来の減収見込額及び適用数についてはイ号と同様に推計している。なお、適用見込地区数について、本特例による土地の先買ひ及び起こるかどうかは、事業地区の個別具体的な状況によるため、推計による算出は適切でない。そのため、すべての都道府県を対象にアンケート調査を行った上で、適用見込みがあると思われる地区について、個別にヒアリングを行い算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】平成24年度から28年度までにおいて、【3号ロ関係】での適用法人（法人地権者）が1件もないので、全て【3号イ関係】だと思われるが、過去の減収額（平成24年度法人税8百万円、平成24年度法人住民税及び法人事業税4百万円）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 【3号イ関係】平成24年度から28年度までにおいて、【3号ロ関係】での適用法人（法人地権者）が1件もないので、全て【3号イ関係】だと思われるが、過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税0円、平成26年度から28年度までの法人住民税及び法人事業税0円）が前回評価時の将来予測（平成26年度から28年度までの法人税4百万円、平成26年度から28年度までの法人住民税及び法人事業税2百万円）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省が行った認定実績に基づき、減収見込額推計と同様に当時の税率を使用して算出したもの。</p> <p>② 過去の減収額が前回評価時の将来予測とかい離している理由は、認定件数が前回評価時の予測を下回ったため。認定件数の減少理由については、過去の適用数の該当箇所を参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、「4百万円」と算定されているが、税率が23.4%として算定されており、算定に誤りがある。</p>

<p>る。平成30年度以降は、23.2%なので、別紙と併せて修正されたい。</p> <p>② 【3号イ関係】将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人住民税及び法人事業税）の別紙について、法人住民税の国税部分の税率が23.4%として算定されており、算定に誤りがある。平成30年度以降は、23.2%なので、修正されたい。</p> <p>③ 【3号イ関係】将来の減収額の基礎となる法人地権者数の見込み（別紙に記載の数字）について、平成24年度から29年度までの平均として「1」と算定しているが、算定に誤りがある。「0.5」ではないか。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書及び別紙を修正。</p> <p>② 評価書及び別紙を修正。</p> <p>③ 地権者数の適用見込みについては、推計のため四捨五入を行い整数で算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】過去の効果が、年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 【3号イ関係】過去の効果について、「34.7ha、817戸供給（平成24年度～28年度の合計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 【3号イ関係】過去の効果について、「34.7ha、817戸供給されており（平成24年度～28年度の合計）、居住環境の改善等に相応の効果を上げている」と説明されているが、過去（前回の延長期間）の適用数（法人地権者数）（法人税）は、0件（平成26年度から28年度まで）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。</p> <p>【3号ロ関係】過去の効果について、「30.5ha（平成24年度～28年度の合計）の土地区画整理事業施行により優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げている」と説明されているが、過去（前回の延長期間）の適用数（法人地権者数）（法人税）は、0件（平成26年度から28年度まで）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用件数に記載のとおり、平成24年度に2件合計34.7ha、817戸の供給があり、以降の適用件数は0である。</p> <p>② 国土交通省にて過去に認定を行った際に実際の事業内容に基づいて把握した事業面積及び供給戸数の合計値を記載している。</p> <p>③ 【3号イ関係】本特例は平成29年12月31日までの適用期限で措置されているものであるが、適用期限内に個人23人・1法人が適用となる1事業により19.9ha、290区画が見込まれており、前回の延長期間の適用件数で判断するのであれば、平成27年度から平成29年度の適用件数により判断すべきである。</p> <p>【3号ロ関係】地権者は個人・法人のいずれも存在し、本特例の対象として想定されることから、交渉に際しては、いずれに対しても特例が適用されることが土地の円滑な取得のために必要である。平成26～28年度において創出された30.5haの宅地においても、個人・法人の別にかかわらず本特例の適用を見据えた交渉が可能であったことから、事業が円滑に推進され、当該目標に寄与したところであるが、結果として法人に対する適用は無かったもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 【3号イ関係】将来の効果が、年度ごとに予測されていない。</p>

<p>② 【3号イ関係】将来の効果について、「2地区の適用見込み事例においても36.5ha、731戸供給される見込みであり、引き続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 【3号ロ関係】将来の効果について、「都市再生誘発量は、平成33年度までに他の施策と合わせ13,500haとすることを目標としており、本特例の継続により目標の達成を図る必要がある」と説明されているが、予測される将来の適用数（法人地権者数）（法人税）は、0件（平成28年度から32年度まで）であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>【3号イ関係】将来の効果について「土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的である」と説明されているが、予測される将来の適用数（法人地権者数）（法人税）1件（平成28年度から32年度まで）と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>④ 【3号イ関係】達成目標（誘導居住面積水準以上の住宅を、子育て世帯に対し、全国で1年当たり80千世帯供給する）に対する将来の効果（本特例により1年当たり35世帯の供給が見込まれる）の寄与の割合は0.04%であり、達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 【3号イ関係】将来の効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約34.7ha、817戸供給されており（平成24年度～28年度の合計）、居住環境の改善等に相応の効果を上げている」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①② いずれも国土交通省が自治体や事業者へのヒアリングにより把握した適用見込み事例の内容を記載したもの。平成29年度に1件（19.9ha、290区画）、平成31年度に1件（16.6ha、441区画）適用見込み事例を把握しており、各年にその事業分の宅地面積及び住宅戸数の供給を見込んでいる。</p> <p>③ 【3号ロ関係】将来の適用数については過年度実績による推計であり、実際は本特例の対象となる土地譲渡は、個人・法人のどちらも対象として想定されるため、地権者交渉に際し、いずれに対しても特例が適用されることが土地の円滑な取得にとって必要である。本特例については今回要望期間においても7地区において適用が見込まれており、当該地区においても個人・法人の別によらずに地権者との交渉を可能とすることで、事業の円滑な推進が図られる。</p> <p>【3号イ関係】法人の適用見込み数は1法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。（平成15年度以降の認定事例1件あたり39人）これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定されることから、適用法人数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。</p> <p>④ 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、本特例のみの個別の目標を設定することは現実的ではなく、達成目標に対する寄与度を数値化する場合、その値が小さくなることはやむを得ないものである。</p> <p>⑤ 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、住生活基本計画の目標の実現に向けて、税制措置に限らず様々な施策が実施されており、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、経済状況等無数の要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。少なくとも、本特例の適用事例により供給された宅地面積・住宅戸数は本特例が直接的に影響を及ぼした住宅供給であり、それをもって本特例の効果を推測するほかないと考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税2、地方税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業のために、土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第3号 第2項～第5項 第68条の75
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課 都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成24～32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長 平成27年度 延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。 《政策目的の根拠》 【3号イ関係】 「住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)」において、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられており、本特例は政府の方針に沿うものである。 【3号ロ関係】 土地区画整理法(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【3号イ関係】 ・最低居住面積水準未達率4.2%(平成25年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 全国 : 42%(平成25年)→47%(平成32年) 大都市圏 : 37%(平成25年)→45%(平成32年) <参考>目標達成のためには誘導居住面積水準以上の住宅を、子育て世帯に対し、全国で1年当たり80千世帯供給する必要があるところ、本特例により1年当たり35世帯の供給が見込まれるため、目標達成に向けた本特例の寄与度を求めると0.04%と推計される。</p> <p>【3号ロ関係】 ・都市再生誘発量 平成29年度から平成33年度の間、他の施策と合わせ13,500haを整備する。 <参考>平成29年度から平成32年度の間、本税制措置適用地区で約200haを整備する見込み。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>【3号イ関係】 平成24年度 2地区(個人88件、法人2件 適用額:30百万円) 平成25年度 0地区 平成26年度 0地区 平成27年度 0地区 平成28年度 0地区 平成29年度 1地区(見込み) 平成30年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み) 平成32年度 1地区(見込み)</p> <p>なお、適用数が前回評価時の見込み件数を下回っているが、これは前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い要件を満たさないことが明らかになったためである。</p>

		<p>【3号ロ関係】 平成24年度 0地区 平成25年度 1地区(個人19件、法人0件) 平成26年度 0地区 平成27年度 1地区(個人36件、法人0件) 平成28年度 0地区 平成29年度 0地区(見込み) 平成30年度 3地区(見込み) 平成31年度 3地区(見込み) 平成32年度 1地区(見込み)</p> <p>平成27～29年度の適用地区は1地区であるが、これは地権者との交渉等により事業に遅れが生じていることによるものと思われる。また適用件数自体は36件であることから、適用数及び適用額は想定外に僅少とは言えず、引き続き本税制により、土地区画整理事業における合意形成の円滑化を図る必要がある。</p> <p>(国土交通省における認定件数による。平成29年度以降は、自治体へのヒアリング等による。)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>
	② 減収額	<p>平成24年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 平成25年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成26年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成27年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成28年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成29年度 国税 4百万円 地方税 1百万円(見込み) 平成30年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み) 平成31年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み) 平成32年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み) (推計方法は別紙に記載)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>

		<p>③ 効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》 【3号イ関係】 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約 34.7ha、817 戸供給されており(平成 24 年度～28 年度の合計)、居住環境の改善等に相応の効果을上げています。 今後、平成 29 年度に1件(19.9ha、290 区画)、平成 31 年度に1件(16.6ha、441 区画)適用見込み事例を把握しており、各年にその事業分の宅地面積及び住宅戸数の供給を見込んでいます。上記2地区の適用見込み事例により計 36.5ha、731 戸の良好な環境を備えた住宅地が供給される見込みであり、引き続き目標の達成に向け相応の効果을上げることが見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置によって、30.5ha(平成 24 年度～28 年度)の土地区画整理事業施行により優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果을上げている。 都市再生誘発量は、平成 33 年度までに他の施策と合わせ 13,500ha とすることを目標としており、本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p> <p>【3号イ関係】 住宅着工統計によれば、50 ㎡(4 人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成 28 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額(平成 24 年度:国税8 百万円、地方税4百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。 また、平成 29 年度から 32 年度までにおいては、各年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に一定の効果을上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(平成 29 年度から 32 年度までの各年度:国税4百万円・地方税1百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【3号イ関係】 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>【3号ロ関係】 土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、合意形成を円滑化し、土地区画整理事業に要する期間の短縮を図るものであることから、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(国交 11)

減収額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成24年度
 国税(法人税) ▲8百万円
 地方税(法人住民税、法人事業税) ▲4百万円
 平成25～28年度
 国税(法人税) 0百万円
 地方税(法人住民税、法人事業税) 0百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	88	2	平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0	平成25年度	1	19	0
平成26年度	0	0	0	平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0	平成27年度	1	36	0
平成28年度	0	0	0	平成28年度	0	0	0

平成25～28年度の法人地権者数は0であり、減収額は0となる。

平成24年度の法人地権者数は2であり、1法人あたりの減収額は以下のとおり。

① 国税
 法人税： $1,500 \times 0.255 = 383 \text{万円} \approx \text{▲}4 \text{百万円}$

② 地方税
 法人住民税： $1,500 \times 0.255 \times 0.129 = 49 \text{万円}$
 法人事業税(所得割)： $1,500 \times 0.053 = 80 \text{万円}$
 法人事業税(地方特別法人税)： $80 \times 0.547 = 44 \text{万円}$
 法人事業税(付加価値割)： $1,500 \times 0.0029 = 4 \text{万円}$

よって、 $49+80+44+4 = 177 \text{万円} \approx \text{▲}2 \text{百万円}$

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成29年度
 国税(法人税) ▲4百万円
 地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円
 平成30年度以降
 国税(法人税) ▲3百万円
 地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	88	2	平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0	平成25年度	1	19	0
平成26年度	0	0	0	平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0	平成27年度	1	36	0
平成28年度	0	0	0	平成28年度	0	0	0
平成29年度 (見込み)	1	24	1	平成29年度 (見込み)	0	0	0
平均適用実績		19	1	平均適用実績		9	0

平成30年度以降も平成24～29年度と同程度の事業が行われると仮定すると、適用が見込まれる法人地権者数は、 $1+0=1$ 人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、本特例の減収見込額は、
 <平成29年>

① 国税
 法人税： $1 \times 1,500 \times 0.234 = 351 \text{万円} \approx \text{▲}4 \text{百万円}$

② 地方税
 法人住民税： $1 \times 1,500 \times 0.234 \times 0.129 = 45 \text{万円}$
 法人事業税(所得割)： $1 \times 1,500 \times 0.007 = 11 \text{万円}$
 法人事業税(地方特別法人税)： $11 \times 4.142 = 46 \text{万円}$
 法人事業税(付加価値割)： $1 \times 1,500 \times 0.012 = 18 \text{万円}$

よって、 $45+11+46+18 = 120 \text{万円} \approx \text{▲}1 \text{百万円}$

<平成30年度以降>

③ 国税

$$\text{法人税} : 1 \times 1,500 \times 0.232 = 348 \text{ 万円} \quad \text{≒} \quad \underline{\text{▲3百万円}}$$

④ 地方税

$$\text{法人住民税} : 1 \times 1,500 \times 0.232 \times 0.129 = 45 \text{ 万円}$$

$$\text{法人事業税 (所得割)} : 1 \times 1,500 \times 0.007 = 11 \text{ 万円}$$

$$\text{法人事業税 (地方特別法人税)} : 11 \times 4.142 = 46 \text{ 万円}$$

$$\text{法人事業税 (付加価値割)} : 1 \times 1,500 \times 0.012 = 18 \text{ 万円}$$

$$\text{よって、} \quad 45+11+46+18 = 120 \text{ 万円} \quad \text{≒} \quad \underline{\text{▲1百万円}}$$

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的(低未利用土地の所有者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備を促進する)に対する達成目標(平成29年度から33年度までの都市再生誘発量13,500ha)の寄与について説明されていないため、達成目標が、どのように政策目的に寄与するのかを明らかにする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>下記のとおり評価書を修正。</p> <p>土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本措置によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>下記のとおり評価書を修正。</p> <p>平成25年度 134件 平成26年度 161件 平成27年度 139件 (平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数について、「将来的に3地区程度」と説明されているが、算定根拠(自治体へのヒアリング等の詳細)が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 下記のとおり評価書を修正。</p> <p>平成28～32年度 各年度145件 (過年度実績の平均より算出)</p>

<p>なお、共同施設区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間(平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成35年度頃に3地区程度の適用を見込む。 <計算根拠> (地区数)自治体へのヒアリングによる。 (年度)平成25～27年度認可地区の平均事業期間(5年間)による。</p> <p>② 上記の通り、自治体へのヒアリング及び土地区画整理事業の平均事業年度をもとに、将来の適用数を算出している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>下記のとおり評価書を修正。</p> <p>○法人税 平成25年度 1,189億円 平成26年度 744億円 平成27年度 352億円 ○法人住民税 平成25年度 153億円 平成26年度 96億円 平成27年度 45億円 ○法人事業税 平成25年度 357億円 平成26年度 223億円 平成27年度 30億円 (算出根拠は別紙参照)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>下記のとおり評価書を修正。</p> <p>○法人税 平成28年度 706億円(見込み) 平成29年度 706億円(見込み) 平成30～32年度 700億円(見込み) ○法人住民税 平成28年度 91億円(見込み) 平成29年度 49億円(見込み) 平成30～32年度 49億円(見込み) ○法人事業税 平成28年度 144億円(見込み) 平成29年度 145億円(見込み) 平成30～32年度 145億円(見込み)</p>

<p>(算出根拠は別紙参照)</p> <p>土地区画整理事業においては、区域内の道路や公園・緑地整備が行われることから、共同施設区（仮称）の活用の有無にかかわらず、施行地区内すべての地権者（地区外移転者を除く）が換地処分を受けるため、本特例の対象となる。そのため、共同施設区（仮称）制度を創設することが換地処分の対象者を増やすことにはならず、制度創設による減税額は発生しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 既存租特の適用対象となっている地区数に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>下記のとおり評価書を修正。</p> <p>土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。その結果、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。</p> <p>なお、共同施設区（仮称）制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例の適用により、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないこと、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないこと並びに他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないことから、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、「土地区画整理事業で約 70ha の健全な市街地が造成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 政策目的（共同施設区（仮称）制度を活用し誘導施設の整備を促進することで、コンパクトシティの形成を推進する）に対する達成目標の寄与の割合 0.5%（70/13,500＝0.5%・平成 29 年度から 33 年度までの合計・参考値）は、1 割未満であり、政策目的の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～③ 下記のとおり評価書を修正し、本特例全体の達成目標への寄与度を記載した。</p> <p>本特例の適用により、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。</p> <p>今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み。（平成 22～27 年度実績の平均より算出）</p> <p>また、共同施設区（仮称）を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進行したエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むことで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいては、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、「今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み（平成 22～27 年度実績の平均より算出）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、「今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み（平成 22～27 年度実績の平均より算出）」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目 (1)、(6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税:7、地方税:6) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 土地区画整理事業の施行地区内の低未利用土地の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設(誘導施設)の整備促進を図るため、共同施設区(仮称)を設け、申出により共同施設区(仮称)に換地処分された場合について、申出者に対して既存税制の特例(換地処分における従前地譲渡の特例、グループ法人税制の特例)を適用する。 《関係条項》 租税特別措置法第65条第1項第3号、第10項 第68条の72第1項、第10項、第11項
4	担当部局	都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25~32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【換地処分における従前地譲渡の特例】 昭和44年度 創設 昭和48年度 拡充 昭和50年度 拡充 昭和61年度 拡充 【グループ法人税制の特例】 平成27年度 創設 平成28年度 拡充
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行したエリアについて、土地区画整理事業の施行地区内で低未利用土地の所有者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整合法(昭和二十九年法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含

		け	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・都市再生誘発量 平成29年度から平成33年度の間、他の施策と合わせ、13,500haを整備する。 ＜参考＞上記のうち、都市再生区画整理事業により、約3,500haを整備する見込み。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。
9	有効性等	①: 適用数等	平成25年度 134件 平成26年度 161件 平成27年度 139件 (平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より) 平成28~32年度 各年度 145件 (平成25~27年度の実績の平均より算出) なお、今回拡充を行う共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業については、共同施設区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間(平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成35年度頃に3地区程度の適用を見込む。 ＜計算根拠＞(地区数)自治体へのヒアリングによる。 (年度)平成25~27年度認可地区の平均事業期間による。
		②: 減収額	○法人税 平成25年度 1,189億円 平成26年度 744億円 平成27年度 352億円 平成28年度 706億円(見込み) 平成29年度 706億円(見込み) 平成30~32年度 700億円(見込み)

		<p>○法人住民税 平成 25 年度 153 億円 平成 26 年度 96 億円 平成 27 年度 45 億円 平成 28 年度 91 億円(見込み) 平成 29 年度 49 億円(見込み) 平成 30～32 年度 49 億円(見込み)</p> <p>○法人事業税 平成 25 年度 357 億円 平成 26 年度 223 億円 平成 27 年度 30 億円 平成 28 年度 144 億円(見込み) 平成 29 年度 145 億円(見込み) 平成 30～32 年度 145 億円(見込み)</p> <p>(算出根拠は別紙参照)</p> <p>共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>	
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本特例の適用により、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。 今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み。 (平成 22～27 年度実績の平均より算出)</p> <p>また、共同施設区(仮称)を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進んだエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むことで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいては、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。 なお、共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>	
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、現行の換地処分についての課税の特例を共同施設区(仮称)内に換地された場合においても適用されるよう拡充するものであるため、租税特別措置によるべき妥当性がある。</p>

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業費に対する国庫補助は、土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、土地区画整理事業の根幹である換地処分を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。 このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、土地区画整理事業を促進するものである。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例により、各地域において健全な市街地の造成、コンパクトシティの形成推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月(国交 02)

減収実績額 - 見込額計算書

項目	土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充
----	-----------------------------------------

(算出根拠)

1. 平成25～27年度適用実績

	適用件数	適用総額
平成25年度	134件	4,664億円
平成26年度	161件	2,917億円
平成27年度	139件	1,471億円

(平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)

2. 平成25～27年度減収実績額

(1) 法人税の減収額

平成25年度	4,664億円 × <u>25.5%</u> ≒ 1,189億円
平成26年度	2,917億円 × <u>25.5%</u> ≒ 744億円
平成27年度	1,471億円 × <u>23.9%</u> ≒ 352億円

(※下線部は、法人税率)

(2) 法人住民税の減収額

平成25年度	1,189億円 × <u>12.9%</u> ≒ 153億円
平成26年度	744億円 × <u>12.9%</u> ≒ 96億円
平成27年度	352億円 × <u>12.9%</u> ≒ 45億円

(※下線部は、法人住民税率)

(3) 法人事業税の減収額

平成25年度	(所得割) 4,664億円 × <u>2.9%</u> ≒ 135億円 (地方法人特別税) 135億円 × <u>148%</u> ≒ 200億円 (付加価値割) 4,664億円 × <u>0.48%</u> ≒ 22億円 合計 135億円 + 200億円 + 22億円 = 357億円
平成26年度	(所得割) 2,917億円 × <u>4.3%</u> ≒ 125億円 (地方法人特別税) 125億円 × <u>67.4%</u> ≒ 84億円 (付加価値割) 2,917億円 × <u>0.48%</u> ≒ 14億円 合計 125億円 + 84億円 + 14億円 = 223億円
平成27年度	(所得割) 1,471億円 × <u>0.7%</u> ≒ 10億円 (地方法人特別税) 10億円 × <u>93.5%</u> ≒ 9億円 (付加価値割) 1,471億円 × <u>0.72%</u> ≒ 11億円 合計 10億円 + 9億円 + 11億円 = 30億円

3. 平成28～32年度適用見込

適用件数 145件/年

適用総額 3,017億円/年

(平成25～27年度実績額の平均により算出)

4. 平成28～32年度減収見込額

(1) 法人税の減収額

平成28年度	3,017億円 × <u>23.4%</u> ≒ 706億円
平成29年度	3,017億円 × <u>23.4%</u> ≒ 706億円
平成30～32年度	3,017億円 × <u>23.2%</u> ≒ 700億円

(※下線部は、法人税率)

(2) 法人住民税の減収額

平成28年度	706億円 × <u>12.9%</u> ≒ 91億円
平成29年度	706億円 × <u>7.0%</u> ≒ 49億円
平成30～32年度	700億円 × <u>7.0%</u> ≒ 49億円

(※下線部は、法人住民税率)

(3) 法人事業税の減収額

平成28年度	(所得割) 3,017億円 × <u>0.7%</u> ≒ 21億円 (地方法人特別税) 21億円 × <u>414.2%</u> ≒ 87億円 (付加価値割) 3,017億円 × <u>1.2%</u> ≒ 36億円 合計 21億円 + 87億円 + 36億円 = 144億円
平成29年度	(所得割) 3,017億円 × <u>3.6%</u> ≒ 109億円 (地方法人特別税) 109億円 × <u>0%</u> = 0億円 (付加価値割) 3,017億円 × <u>1.2%</u> ≒ 36億円 合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円
平成30～32年度	(所得割) 3,017億円 × <u>3.6%</u> ≒ 109億円 (地方法人特別税) 109億円 × <u>0%</u> = 0億円 (付加価値割) 3,017億円 × <u>1.2%</u> ≒ 36億円 合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
税目	法人税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的に対する達成目標の寄与について、「旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者（クルーズ船社等）の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図り、我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、政策目標の達成に大きく寄与する」と説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていないため、いつまでに、いくつの港を整備し、それによりどの程度訪日クルーズ旅客数の増加が見込まれるのか等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>「平成32年度における訪日クルーズ旅客数500万人」については、明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）や日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において掲げられた政府目標であるところ。国土交通省は、当該目標の達成に向けてハード・ソフト両面から様々な施策を実施しており、本特例措置についても、その施策の一つと位置付けている。</p> <p>訪日クルーズ旅客数を増加させる要因は、係留施設や旅客施設等の整備といったハード面での対策に加え、外国船社へのプロモーション活動等のソフト面での対策等、各種施策が総合的に作用して成果が上がるものであり、本特例措置も当該目標に対して総合的に作用するものであるところ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、対象資産額を850,000千円として算定されているが、算定に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>対象資産額の設定については、ヒアリングにより回答を得られた清水港の値を採用している。その他の5港については、現時点で詳細な整備計画がまとまっておらず、確定した数値が得られないため、各港の算定は困難であり、数値が得られるまでにはしばらくの時間を要するところ。なお対象資産額は、必ずしも各港湾における現状のクルーズ船の受</p>

入れ状況と比例するものではなく、諸条件の中で港湾管理者とクルーズ船社の協議により、決定されるものである。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が、年度ごと（平成30年度及び31年度）に予測されていない。</p> <p>② 将来の効果（民間事業者（クルーズ船社等）の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図り、これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるもの）について、算定根拠が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について「クルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がる」と説明されているが、本特例措置は、「民間事業者（クルーズ船社等）の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図るもの」であり、どの程度達成目標（訪日クルーズ旅客500万人）に寄与するか明らかにする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>(1) にて既述のとおり、訪日クルーズ旅客数を増加させる要因は、係留施設や旅客施設等の整備といったハード面での対策に加え、外国船社へのプロモーション活動等のソフト面での対策等、各種施策が総合的に作用して成果が上がるであり、本特例措置も当該目標に対して総合的に作用するものであるところ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税20) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成を形成する港湾において整備された旅客施設等について、法人税の特例措置(取得後5年間 30%割増償却)を創設する。 《関係条項》 —
4	担当部局	港湾局産業港湾課クルーズ振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 30~32 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	3年間
8	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 旅客施設等を整備する民間事業者が安定的に事業を営むことができる環境を整備することにより、今後の各地におけるクルーズ船の受入施設の拡充と寄港の拡大を図り、もって観光先進国の実現、地域振興等に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る」ことが規定されている。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「官民連携による国際クルーズ拠点の形成」が位置づけられている。</p> <p>○ ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「クルーズ船受入の更なる拡充」が位置づけられている。</p> <p>○ 明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、「世界に誇る国際クルーズの拠点形成(旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設等)」が位置づけられている。</p>
	②: 政策体系における政策目的	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

	の位置付け	業績指標:77 訪日クルーズ旅客数
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度における訪日クルーズ旅客数を500万人とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、政策目標の達成に大きく寄与するもの。</p>
9	有効性等	<p>①: 適用数等 <将来の推計> 平成30年度 1件(横浜港) 適用額:17,000千円(対象資産850,000千円÷対応年数50年) 平成31年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港) 適用額:102,000千円(17,000千円×6港) 平成32年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港) 適用額:102,000千円(17,000千円×6港) ※各港湾へのヒアリングによる</p> <p>②: 減収額 <将来の推計> 平成30年度 118万円(1,179千円×1港) 平成31年度 707万円(1,179千円×6港) 平成32年度 707万円(1,179千円×6港) ※各港湾へのヒアリングによる</p> <p><推計の根拠> ・対象資産 850,000千円(仮定)※適用港湾へのヒアリングにより仮定 ・資本金 1億円以下(想定)※適用港湾へのヒアリングにより想定 ・所得金額 30,000千円(想定)※適用港湾へのヒアリングにより想定 ・減価償却方法 定額法 ・耐用年数 50年 ・割増償却 5年、3割 ・法人税率 800万円以下 19%、800万円以上 23.2%</p> <p>割増償還無法人税額: 8,000千円×19%+(30,000千円-(対象資産850,000千円÷50年)-8,000千円)×23.2% =2,680千円/年</p> <p>割増償還有法人税額: 8,000千円×19%+(30,000千円-(対象資産850,000千円÷50年)-8,000千円-割増償却5,100千円)×23.2% =1,501千円/年</p> <p>1港当たり減収見込額: (割増償還無法人税額:2,680千円/年-割増償還有法人税額:1,501千円/年) =1,179千円</p>

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるもの。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>上記記載の効果により、我が国への中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れ、訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるものとする。クルーズ船の寄港による経済効果は、クルーズの効果⁶が600億円(直接効果が1.2万円/人(※)×500万人)であるのに対し、本税制の減収額は707万円であるから、減収を是認する効果がある。</p> <p>(※)クルーズ船寄港による効果の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油津港での直接効果(宮崎県調べ) ＜2015.8.16 クァンタム・オブ・ザ・シーズ＞(乗客4,843人) 約0.6億円/回、1.2万円/人 ・博多港での直接効果(福岡市調べ) ＜2015.9.1～10.31 スカイ・シー・ゴールデン・エラ、コスタ・ビクトリア、コスタ・セレーナ、クァンタム・オブ・ザ・シーズ＞ 10.7万円/人
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、適格かつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>＜予算措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾整備事業(国費194億円の内数) 無利子貸付(埠頭整備資金貸付金)を含む ・ 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業(国費12億円) <p>＜法令措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法第55条の7第2項第3号(無利子貸付制度) ・ 港湾法第2条の3第1項(国際旅客船拠点港湾の指定) <p>＜役割分担＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の支援措置が主に施設の整備に対するものであるのに対し、本税制では施設の運営に対して支援を行うもの。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、クルーズ船の旅客施設を運営する民間事業者が安定的に事業を運営できるよう支援することで、クルーズ観光の発展に貢献することから、各地方公共団地におけるクルーズ産業の振興、ひいては地方創生に寄与することとなる。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29国交05)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長 (耐震基準適合建物等の特別償却（港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設））)													
措置の内容	平成27年度時点	港湾隣接地域内において有する特定技術基準対象施設につき、港湾管理者からの求めに対し技術基準のうち地震に対する安全性に係るものについての点検の結果の報告を行った法人が、報告後3年経過日までに、技術基準適合施設の取得等をした場合には、取得価額の20%の特別償却ができる。												
	平成28年度税制改正以後	従前どおり												
	平成29年度税制改正以後	従前どおり												
政策目的	大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。													
評価対象税目	義務対象				努力義務対象									
	法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項	措法第43条の2、第68条の17、地方税法第23条、第72条の23、第292条													
要内容及び区分	港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。 加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特別償却とした上で、措置の適用期限を平成35年3月31日まで5年間延長する。												区分	拡充・延長
創設年度	H26	過去の政策評価の実績		H25国交35										

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）					
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)				(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				(参考)	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)						
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	不明	0	-	1	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	内訳不明	-	不明	不明	不明	-	
H27	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	内訳不明	-	不明	不明	不明	-	
H28	不明	0	-	-	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	-	-	不明	不明	不明	-	
H29	0	-	-	-	▲0	-	-	-	▲0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H30	2	-	-	-	▲120.0	-	-	-	▲30.0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H31	4	-	-	-	▲460.0	-	-	-	▲150.0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H32	5	-	-	-	▲340.0	-	-	-	▲110.0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H33	3	-	-	-	▲160.0	-	-	-	▲50.0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H34	4	-	-	-	▲270.0	-	-	-	▲90.0	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標(民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設の耐震性確保)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①②③ 南海トラフ地震及び首都直下地震の30年内発生確率が90%まで上昇する今後10年(平成30年～平成39年)で、南海トラフ防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等(16港 概ね200施設)のうち、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確認及び耐震改修を概ね完了することを目標としている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づき実施される「適用実態調査」では、平成26年度に適用実績が1件あることとなっている。</p> <p>しかし、港湾局としては当該1件を把握しておらず、全国の港湾管理者(港湾管理者が証明書を発行することが制度適用の要件)に確認しても、適用の実態を確認できなかった。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数(平成33年度及び34年度の法人税)が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数(法人税)2件(平成31年度)及び5件(平成32年度)が、過去の実績0件(平成26年度から28年度まで)と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>

【国土交通省の補足説明】

- ① 将来の適用数について、要望内容の変更の反映漏れがあったので、以下の通り変更する。
- なお、平成30年度から平成33年度までの適用数については、民間事業者からのヒアリング結果に基づき、具体的な適用見込みを記載している。これまでヒアリングした民間事業者においては、34年度以降に見通しを有している者がいなかったが、民有護岸等の老朽化状況を踏まえると30年度から33年度までの見込み(2件～5件)と同程度以上の傾向が続くと見込まれる。

○適用件数及び適用額

(単位:件、億円)

区分	年度	平成26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)
適用件数		0	0	0	0	2	4	5	3	4
適用額(延長分)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
適用額(拡充分)		0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29

<出典・根拠>

- 平成26～29年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成29年2月)
 - 平成30～33年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成29年4月～7月)
 - 平成34年度の見込は、平成30～33年度の見込を元に推計。
適用件数:(2件)+4(件)+5(件)+3(件))/4=4(件)
適用額:(12.5(億円)+49.4(億円)+37(億円)+17(億円))/4=29(億円)
- ② 平成26年4月から平成27年3月までに港湾管理者に耐震性に係る報告が行われた件数は、2事業者10施設であった。これは、耐震性に係る報告を行うためには、事前に調査を行う必要があるが、調査に技術面での課題があったこと及び調査実施には事業者内で予算化等の準備が必要であり、多くの事業者にとって制度開始後1年以内での対応が困難であったことによる。
- このため、今回の要望に並行して、国土交通省では、民間事業者にとっての準備期間も考慮して、報告期限を制度開始後2年とすることに加えて、従来の耐震性調査手法に比して簡易・簡便な手法についてガイドラインをとりまとめ、これを港湾管理者や民間事業者等に周知することにより、民間事業者が報告を行いやすくしている。
- また、過去適用実績が上らなかった原因の多くは、耐震改修に係る費用の大きさであると認識している。この部分についても、国土交通省では、民間事業者にとっての耐震改修に係る負担を軽減可能な工法をガイドラインとしてとりまとめ、これを周知することにより、耐震改修に係る負担の軽減を図ることとしている。
- これにより、本要望期間においては、上記の適用件数を見込んでいる。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、評価書においては、「民有護岸等の中で、(中略)本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める」と説明されており、ヒアリングによって把握された地区は、現時点で特に耐震改修が必要なものか不明であり、説明に不足があるため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】 租特透明化法に基づき実施される「適用実態調査」では、平成26年度に適用実績が1件あることとなっている。 しかし、港湾局としては当該1件を把握しておらず、全国の港湾管理者（港湾管理者が証明書を発行することが制度適用の要件）に確認しても、適用の実態を確認できなかった。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（平成33年度及び34年度の法人税）が予測されていない。 ② 法人税よりも法人事業税の減収見込みが大きく、法人事業税率に誤りがあると考えられる。</p>																																												
<p>【国土交通省の補足説明】 ① 将来の適用数について、要望内容の変更の反映漏れがあったので、以下の通り変更する。 なお、平成30年度から平成33年度までの適用数については、ヒアリングした民間事業者からの具体的な適用見込みを記載している。これまでヒアリングした民間事業者においては、34年度にまでの見通しを有している者がいなかったが、30年度から33年度までの見込みと同程度以上の適用が見込まれる。</p>																																												
<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> <th>33 (見込)</th> <th>34 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td>4.6</td> <td>3.4</td> <td>1.6</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	平成26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)	法人税		0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7	法人住民税		0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3	法人事業税		0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6
区分	年度	平成26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)																																		
法人税		0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7																																		
法人住民税		0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3																																		
法人事業税		0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6																																		
<p><出典・根拠> ・平成26～28年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は0となっている。 ・平成29年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成29年2月) ・平成30～33年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。 ・平成34年度の見込は、平成30～33年度の適用額見込(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。</p>																																												
<p>(法人税) 平成30年度: $12.5(\text{億円}) \times 40(\%) \times 23.2(\%) = 1.2(\text{億円})$ 平成31年度: $49.4(\text{億円}) \times 40(\%) \times 23.2(\%) = 4.6(\text{億円})$ 平成32年度: $37(\text{億円}) \times 40(\%) \times 23.2(\%) = 3.4(\text{億円})$ 平成33年度: $17(\text{億円}) \times 40(\%) \times 23.2(\%) = 1.6(\text{億円})$ 平成34年度: $29(\text{億円}) \times 40(\%) \times 23.2(\%) = 2.7(\text{億円})$</p>																																												
<p>(法人住民税) 平成30年度: $12.5(\text{億円}) \times 40(\%) \times 3(\%) = 0.1(\text{億円})$ 平成31年度: $49.4(\text{億円}) \times 40(\%) \times 3(\%) = 0.6(\text{億円})$ 平成32年度: $37(\text{億円}) \times 40(\%) \times 3(\%) = 0.4(\text{億円})$ 平成33年度: $17(\text{億円}) \times 40(\%) \times 3(\%) = 0.2(\text{億円})$ 平成34年度: $29(\text{億円}) \times 40(\%) \times 3(\%) = 0.3(\text{億円})$</p>																																												

<p>(法人事業税) 平成30年度: $12.5(\text{億円}) \times 40(\%) \times 4.8(\%) = 0.2(\text{億円})$ 平成31年度: $49.4(\text{億円}) \times 40(\%) \times 4.8(\%) = 0.9(\text{億円})$ 平成32年度: $37(\text{億円}) \times 40(\%) \times 4.8(\%) = 0.7(\text{億円})$ 平成33年度: $17(\text{億円}) \times 40(\%) \times 4.8(\%) = 0.3(\text{億円})$ 平成34年度: $29(\text{億円}) \times 40(\%) \times 4.8(\%) = 0.6(\text{億円})$</p>
<p>② 上記の法人事業税率については、所得割と付加価値割の税率を合計しており、所得割には地方法人特別税分も含んだ税率となっている。それぞれ外形標準課税適用法人を対象とした税率から以下の通り計算する。 法人事業税(所得割)(地方法人特別税除き) 税率:0.7(%) 法人事業税(所得割)(地方法人特別税分) 税率:0.7(%)×414.2(%) 法人事業税(付加価値割) 税率:1.2(%) → 合計=4.8(%) なお、提出していた税率(26.8(%)については、誤って算出していたため、上記の通り修正して提出する。</p>
<p>【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の効果が僅少であることの原因について「耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に大きな影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える」と説明されているが、今後この要因が取り除かれる見込みについて説明されていない。これを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に寄与することを明らかにする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】 耐震改修が進まなかった要因として、民間事業者の耐震改修に係る負担が大きいことを記載した。 これについて、国土交通省では、従来の耐震改修工法と比して、民間事業者の負担を軽減するような工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめることとしている。これを港湾管理者及び民間事業者に周知することにより、当該要因が軽減される見込みである。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標(耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する)に対する将来の効果について、「民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保される」と説明されているが、定量的に予測されていない。 ② 将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)2件(平成30年度)、3件(平成31年度)、5件(平成32年度)は、10件未満と僅少であるが、このような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要</p>

<p>がある。</p> <p>③ 将来の直接的な効果について、「本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保される」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 本特例措置について、対象施設を見直すこととしているにもかかわらず、既存の対象施設の適用見込みが明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①② 現在、将来の適用数として挙げているのは、民間事業者への直接のヒアリングの結果、具体的見込みとして確認されているもののみであり、今後、制度周知により更なる適用が見込まれることから、達成目標の実現に十分寄与することが見込まれる。一方で、最終的な本特例措置の適用数を、現在確認している具体的適用見込みから予測することは困難であり、このため、当該特例措置による達成目標に対する効果を定量的に求めることは困難である。</p> <p>③ 民有護岸等の耐震改修は、民間事業者が自己資金による改修、国による無利子貸付を利用した改修等本特例措置に依らない方法により実施する場合がありますが、これらを切り分けることは困難であることから、当該特例措置による効果を定量的に求めることは困難である。 実績は可能な限り把握していきたい。</p> <p>④ 見直し後の対象施設は、既存の対象施設に包含される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明(3)①により、延長分及び拡充分別の適用見込みが明らかにされたが、延長分の適用見込みがないにもかかわらず、そのような実態を踏まえた分析がなされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税24) (法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1) 現行制度の概要 平成26年4月から27年3月までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び栈橋について、20%の特別償却。 (2) 要望の内容 現行措置を延長し、港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。 加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特別償却とする。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第43条の2第2項、第68条の17第2項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	港湾局海岸・防災課危機管理室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	5年間(平成30年度～34年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。 《政策目的の根拠》 ○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)において、「コンビナートに係る…護岸等の強化等の地震・津波対策…」を着実に推進する必要がある」と規定されている。 ○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、…岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」ことが位置付けられている。 ○ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役

		割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」ことが位置付けられている。 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」ことが位置付けられている。																																								
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含																																								
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○ 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する。 《達成目標に係る測定指標》 ○ 民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設のうち、本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。																																								
9	有効性等	①: 適用数等 ○ 適用件数及び適用額 (単位: 件、億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> <th>33 (見込)</th> <th>34 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額 (延長分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額 (拡充分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12.5</td> <td>49.4</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <出典・根拠> ・平成 26～29 年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月) ・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成 29 年 4 月～7 月) ・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の見込を元に推計。 適用件数: (2(件)+4(件)+5(件)+3(件))/4 = 4(件) 適用額: (12.5(億円)+49.4(億円)+37(億円)+17(億円))/4 = 29(億円) <過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か> ○ 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修については、事業活動に影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であった	年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)	適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4	適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29
年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)																																	
適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4																																	
適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																	
適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29																																	

		め、厳しい経営環境の中、耐震改修等に踏み切れなかった状況を勘案すれば、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。																																								
	②: 減収額	○ 減収額 (単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> <th>33 (見込)</th> <th>34 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td>4.6</td> <td>3.4</td> <td>1.6</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <出典・根拠> ・平成 26～28 年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は 0 となっている。 ・平成 29 年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月) ・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分: 20%、拡充分 40%)及び税率(法人税: 23.2%、法人住民税: 3%、法人事業税: 4.8%)を乗ずることにより算出。 ・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の適用額見込(上記①)に、特別償却率(延長分: 20%、拡充分 40%)及び税率(法人税: 23.2%、法人住民税: 3%、法人事業税: 4.8%)を乗ずることにより算出。 (法人税) 平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 1.2(億円) 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 4.6(億円) 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 3.4(億円) 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 1.6(億円) 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 2.7(億円) (法人住民税) 平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.1(億円) 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.6(億円) 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.4(億円) 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.2(億円) 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.3(億円) (法人事業税) 平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.2(億円) 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.9(億円) 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.7(億円) 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.3(億円) 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.6(億円)	年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)	法人税	0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7	法人住民税	0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3	法人事業税	0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6
年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)																																	
法人税	0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7																																	
法人住民税	0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3																																	
法人事業税	0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6																																	

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 <達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況> ○ 本税制措置により、平成26～29年度中に、耐震性が不足する民有護岸等の耐震改修が進むことを想定していたが、適用実績は0件であった。これは、耐震改修が事業活動に大きな影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える。</p> <p><測定指標を変更する理由> ○ 平成26～29年度の適用実績が0件であったことを踏まえ、全国の中でも特に、近い将来の発生確率が高く、発生した場合広域かつ甚大な被害が想定されている南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にある港湾については、民有護岸等の耐震改修を促進する必要性が特に高い。</p> <p>○ この中でも、災害時の人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する港湾であり、国土交通省としても非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある区域を「緊急確保航路」と定めたところであり、必要な体制を整えてきた緊急確保航路に接続する港湾については、早急に国を挙げて耐震性を確保する必要があることから、測定指標の対象を全国の港湾から上記の港湾に変更した。</p> <p><租税特別措置等による直接的な効果> ○ 護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、強力なインセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼすおそれがある。 ○ そこで、本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要航路機能の確保につながる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置によって、平年度に7.9億円の税収減が見込まれるが、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。 なお、本税制措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。 以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して、十分に減収額を是認する効果がある、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると思われる。</p>

<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>護岸等は、一般的に収益性が低く、耐震改修に要する費用は多額であることから、事業者の初期投資の負担を減らすことができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本税制措置は、護岸等の設備投資のインセンティブとなり、災害時の航路機能を確保するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震改修を促進するという政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ。</p> <p>① 港湾第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】：国、港湾管理者、民間事業者 【対象】：耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場 【貸付割合】：国：港湾管理者：民間事業者＝3：3：4 【効果】：無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成り立ちを高める。</p> <p>② 港湾第56条の2の22等に基づく技術的支援 【実施主体】：国、港湾管理者 【内容】：国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめる。 国と港湾管理者は、当該ガイドラインを周知し、民間事業者に技術的支援を行うこととしている。 【効果】：耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>③ 港湾管理者による公共護岸等の耐震改修 【実施主体】：港湾管理者（国） 【内容】：港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、国からの交付金を得ながら公共事業にて耐震改修を実施している。 【効果】：民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担) ○ 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつく施設でない。 ○ この中で、①及び②の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本税制措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
<p>11 有識者の見解</p>		<p>—</p>

12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 35)
-----------------------	-------------------------

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す）について達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（2020年に約30兆円（2015年約20兆円）のインフラシステムの受注を達成する）について、説明に不足がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 機構としての目標値を入れることで、事前評価書を修正。</p> <p>② 機構としての目標達成時期を入れることで、事前評価書を修正。</p> <p>③ 国全体での目標に加えて、①・②のとおり機構の目標を入れることで事前評価書を修正。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額算定の基礎となる資本金額（平成30年度898.45億円、31年度1537.45億円）について、どう資本金額が増えるのか算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額算定の基礎となる適用額（20億円）について、誤りがある。</p> <p>③ 将来の減収額（平成31年度）について、1537.45億円と説明されているが、7.96億円の誤りである。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 参考資料1及び参考資料2の「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」の「産業投資」の部分を参照願いたい。</p> <p>② 事前評価書を修正。</p> <p>③ 事前評価書を修正。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2020年に約30兆円（2015年約20兆円）のインフラシステムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す）に対する将来の効果について、「機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、「民間資金の呼び水効果は3.4倍」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、「機構は税収減額を出資やハンズオン支援に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進される」と説明されているが、説明に不足がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標を、機構としての目標である「年間10件程度の支援決定」に修正することにより、機構の出資等が民間の出資等の呼び水となることで平成30年度に15.674億円、平成31年度に27.064億円の地方企業等の出資の機会が創出されるという効果が、定量的な予測となるようつなげたところ。</p> <p>② 事前評価書に算定根拠の数値を追記。</p> <p>③ 機構の出資等における民間資金の呼び水効果は、各案件で計測することが可能であり、毎年度の機構の出資額から、本特例措置における民間資金の呼び水効果による出資額を算出できると考える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されておらず、また、新たな達成目標（機構の検討期限である平成31年度までに、年間10件程度の案件支援決定を目指す）に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、これらの点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、「平成29年3月末における機構及び金融機関等からの出融資額は約370億円、機構の出融資額は約109億円」との説明がされているが、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条の規定により、この法律の施行(平成26年7月)後5年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、平成31年度までとするものである。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号口、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条
4	担当部局	総合政策局国際政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望(平成30年度の税制改正要望において、機構の各事業年度の分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする特例措置の創設を要望。)
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、2010年の10兆円から2020年に約30兆円(2015年の実績は約20兆円)のインフラシステムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す。 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月総理発表)において、世界の膨大なインフラ需要等に対応し、資源価格低迷による経済減速及び将来の資源価格高騰リスクを低減させ、日本企業受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して、約2000億ドルの資金等を供給するとされている。 《政策目的の根拠》 「インフラシステム輸出戦略」(平成29年5月経協インフラ戦略会議決定) 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月総理発表) ②:政策体系における政策目的 政策目標12 国際協力、連携等の推進 施策目標43 国際協力、連携等を推進するに包含

	の位置付け	
	③:達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、2020年に約30兆円(2015年約20兆円)のインフラシステムの受注達成に貢献していく。そのために、機構の検討期限である平成31年度までに、年間10件程度の案件支援決定を目指すことで、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講ずることにより、機構の財務基盤を維持・強化し、機構が地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援を行っていくことで国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開の促進に寄与する。
9	有効性等	①:適用数等 適用数:1件(機構のみ)(平成30年度及び31年度) 適用額:878.45億円(平成30年度) 1517.45億円(平成31年度) ②:減収額 機構における財政投融资計画に基づき、以下のとおり推計される ○平成30年度:4.61億円の見込み。 ①特例措置適用前 資本金額 898.45億円×税率0.525%=4.72億円 ②特例措置適用後 資本金額 20億円×税率0.525%=0.11億円 ③減収額:①-②=4.61億円 ○平成31年度:7.96億円の見込み。 ①特例措置適用前 資本金額 1537.45億円×税率0.525%=8.07億円 ②特例措置適用後 資本金額 20億円×税率0.525%=0.11億円 ③減収額:①-②=7.96億円 ③:効果・税収減是認効果 《効果》 平成30年度は4.61億円、平成31年度は7.96億円の税収減により、機構は同金額を出資やハンズオン支援に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進されることから、平成30年度で15.674億円、平成31年度で27.064億円の計42.738億円の地方企業等の出資等の機会が創出され、インフラ分野での案件形成が見込まれる。 (積算根拠) 4.61億円×3.4=15.674億円(平成30年度) 7.96億円×3.4=27.064億円(平成31年度) (注)1 機構の平成29年3月末における民間資金の呼び水効果は3.4倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の3.4倍の案件形成が見込まれる。なお、平成29年3月末における機構及び金融機関等からの出融資額は約370億円、機構の出融資額は約109億円。 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置を講ずることにより、地方企業等のインフラ海外展開が推進されることから、平成30年度及び31年度で計42.738億円の地方企業等の出資等の機会が創出され、インフラ分野での案件形成が見込まれるため、平成30年度

			及び 31 年度で 12.57 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、株式会社地域経済活性化支援機構及び民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国土交通省では、政府全体の「インフラシステム輸出戦略」に基づき、主にインフラシステムの海外展開を強力に推進するための案件発掘・形成調査の推進等の川上段階からの参画・情報発信等を行うこととして、予算措置を行っている。一方、機構は主に川下段階において地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援行っていくことで国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開の促進している。 相互に連携を図ることで、地方企業を含めた日本企業による、インフラの海外展開を一層推進している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	機構の設立により、機構が地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援を行っていくことで、国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開が促進されるほか、地方企業の持つ技術やノウハウ・人材などが活用され、地方企業の成長や地域活性化等に貢献している。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○将来の減収額算定の基礎となる資本金額について

【平成 30 年度】

平成 28 年度末の資本金額 (249.45 億円) + 平成 29 年度の財政投融资要求額 (649 億円) = 898.45 億円

【平成 31 年度】

平成 29 年度末の資本金額 (898.45 億円) + 平成 30 年度の財政投融资要求額 (639 億円) = 1537.45 億円

※平成 30 年度、31 年度については、それぞれ前年度の資本金額を減収額算定の基礎の資本金額と仮定。

参考資料2

平成30年度財政投融资計画要求

平成29年9月6日
財務省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等		再 計	
									29年度	30年度	29年度	30年度
(特別会計)												
食料安定供給特別会計	25	20	-	-	-	-	25	20	260	224	285	244
エネルギー対策特別会計 (政府関係機関)	91	82	-	-	-	-	91	82	15,291	14,646	15,382	14,728
株式会社日本政策金融公庫	33,850	36,370	440	450	1,850	1,850	36,140	38,670	(3,030)	(3,100)	20,033	19,015
沖縄振興開発金融公庫	824	1,036	21	21	-	-	845	1,057	(300)	(300)	637	544
株式会社国際協力銀行	4,410	3,600	850	1,513	11,400	11,400	16,660	16,513	(600)	(600)	9,440	6,587
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	4,827	5,781	-	-	660	660	5,487	6,441	(800)	(800)	7,233	7,189
日本私立学校振興・共済事業団	317	317	-	-	-	-	317	317	333	323	650	640
独立行政法人日本学生支援機構	7,003	7,165	-	-	-	-	7,003	7,165	(1,200)	(1,200)	458	405
独立行政法人福祉医療機構	3,531	3,591	-	-	-	-	3,531	3,591	(300)	(300)	196	213
独立行政法人国立病院機構	558	1,032	-	-	-	-	558	1,032	(190)	(190)	137	150
国立研究開発法人国立がん研究センター	14	54	-	-	-	-	14	54	-	-	-	-
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	200	172	-	-	-	-	200	172	7	10	207	182
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6	8	-	-	-	-	6	8	-	-	6	8

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等		再 計	
									29年度	30年度	29年度	30年度
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	17	-	-	-	-	-	17	-	2	-	19	-
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	551	499	-	-	-	-	551	499	(50)	(50)	43	596
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	15,282	335	12	-	-	-	15,294	335	(1,047)	(1,411)	2,824	3,232
独立行政法人住宅金融支援機構	931	844	-	-	-	-	931	844	(23,379)	(24,299)	24,307	22,923
独立行政法人都市再生機構	4,420	3,464	-	-	-	-	4,420	3,464	(900)	(500)	9,222	10,050
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	13,850	13,440	13,850	13,440	(3,700)	(3,600)	24,843	24,712
独立行政法人水資源機構	56	53	-	-	-	-	56	53	(40)	(40)	1,452	1,525
地方公共団体金融機構	-	-	-	-	6,050	3,000	6,050	3,000	21,793	19,178	27,843	22,178
国立研究開発法人森林研究・整備機構	59	58	-	-	-	-	59	58	264	286	323	344
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (地方公共団体)	10	12	520	577	-	-	530	589	661	631	1,191	1,220
地方公共団体 (特殊会社等)	28,680	29,800	-	-	-	-	28,680	29,800	87,765	91,679	116,445	121,479
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	-	-	130	185	-	-	130	185	137	40	267	225
株式会社日本政策投資銀行	3,000	5,000	500	2,000	3,500	3,500	7,000	10,500	(5,000)	(5,500)	16,150	15,650
新聞西国航空機株式会社	-	-	-	-	320	210	320	210	(600)	(159)	824	298

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等	29年度	30年度	29年度	30年度	
一般財団法人間都市開発推進機構	-	-	-	-	272	281	272	281	90	100	362	381		
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	82	307	82	307	106	(171)	256	188	563	
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	30	30	130	130	160	160	500	500	660	660		
株式会社商工組合中央金庫	-	-	240	170	-	-	240	170	(2,649)	(2,646)	26,760	26,830	27,000	27,000
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	210	250	-	-	210	250	190	150	400	400		
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	649	639	488	629	1,137	1,268	89	64	1,226	1,332		
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	190	252	226	250	416	502	-	-	416	502		
合 計	108,662	99,293	3,792	6,087	38,828	35,657	151,282	141,037	(43,595)	(44,866)				

- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「29年度」は平成29年度当初計画額、「30年度」は平成30年度要求額である。
3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
4. 地方公共団体の平成30年度要求額は、例年同様、財政融資計画要求のベースとなる地方債計画の規模が仮置きであるため、財政融資計画要求額についても仮置きとなっている。また、震災復興対応分の要求額は、今後調整することとしているため、平成30年度の上記計数に含まれていない。
5. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
6. この計数は平成29年6月31日現在のものである。

